

「公務員制度改革大綱」の閣議決定強行に対する抗議声明

(1) 政府は、本日、「公務員制度改革大綱」の閣議決定を強行した。

われわれは、十分な交渉・協議を経ず一方的に「大綱」を閣議決定した政府の暴挙に対して強く抗議するとともに、公務員制度改革に名を借りた霞ヶ関の一部特権官僚と与党・自民党のご都合主義的な「お手盛り改革」にすぎない「大綱」に反対するものである。

(2) 「大綱」は、人事院の権限を大幅に縮小して内閣と各府省の人事管理権限を拡大するための機能整理を行うこと 能力等級制度を基礎とした能力・実績主義に基づく新人事制度を導入すること 2003 年中に国家・地方公務員法の改正案を国会提出、2005 年度末までに関係法令を改正し、2006 年度から新制度に移行すること、などの内容とスケジュールを打ち出している。われわれは、この「大綱」の問題点を以下の通り確認する。

その第 1 の問題点は、十分な交渉・協議を経ず一方的に閣議決定したことである。政府は、本年 6 月の ILO 総会で「職員団体と誠実に交渉・協議する」ことを国際公約として言明し、われわれにも再三にわたって「誠意ある交渉・協議」を行うことを約束してきた経緯がある。こうした経緯を一切無視し、当事者責任を持つ石原行革担当大臣との交渉も拒否し労働基本権の在り方についての回答を示さないまま、政府が閣議決定を強行したことは、国際社会に対する公約違反であるとともに、われわれに対する重大な背信行為であり、到底許すことができない暴挙である。

第 2 の問題点は、労働基本権のあり方を「現行の制約を維持する」とし、依然としてもはや時代にそぐわなくなった現行の労働基本権制約という立法政策に固執し、労働基本権制約の代償システムとしても致命的欠陥を持っている人事院勧告制度を維持していく選択を行ったことである。このことによって、使用者としての内閣や各府省の人事管理権限だけが強まり、労使関係の一方の当事者であるわれわれ公務員労働者はほとんど無権利の状態に置かれることになり、労使関係は著しくバランスを欠いた一方的なものになるといわざるを得ない。こうした国際労働基準からもかけ離れた時代遅れの立法政策を維持し、労働組合の決定過程への参加を拒否し続ける制度設計を行うのであれば、われわれは中立・公正な人事行政の観点からも大きな問題を含んでいる中央人事行政機関の機能分担の見直しについても強く反対せざるを得ない。

第 3 の問題点は、明確な理念も目的もなく、「信賞必罰」の考え方に基づいて能力等級制度を基礎とする能力・実績主義の新人事制度を導入しようとしていることである。われわれは、制度の整合性もなく、評価の 4 原則 2 要件が明確な形で担保されない新人事制度に対しては、人事行政の不透明性と当局の恣意性を強めるものとして強く批判せざるを得ない。また、今回の新人事制度は国家公務員行政職の制度にすぎないものであり、その他の多様な職種や地方公務員の制度の在り方について一切の検討を行わないまま、法改正のスケジュールだけ提示することは極めて無責任といわざるを得ない。

第 4 の問題点は、われわれが強く求めていたキャリア制度の改革や天下りの禁止に全く手がつけられていないばかりか、それを逆に強化、固定化する「集中育成制度」や天下り

容認システム(大臣承認制)などの制度設計が行われていることである。このことは、行政改革推進事務局が進めてきた今回の公務員制度改革がまさに“霞ヶ関のキャリア”のための生き残り策にすぎなかったことを如実に示している。政官財の癒着構造と霞ヶ関キャリアの権益を温存しようとする今回の「大綱」の改革方向は、決して国民からの強い公務員批判の声に応えたものではなく、それに逆行したものである。

(3) 以上のことからわれわれは、政府・与党に対して、国民も公務員労働者も排除して密室で決定された「大綱」を撤回し、改めて国民的広がりをもった議論の場を設置し、21世紀に相応しい国民本位の公務員制度改革の方向性を取りまとめるよう強く求めるものである。あわせてわれわれは、「大綱」に基づく法制化作業に対して、ILO 提訴や国会の場での闘い、国民的規模での署名運動を含め、総力を結集して反対の闘いを組織することを重大な決意をもって宣言する。

(4) 公務員制度改革をめぐる取り組みは、本日の「大綱」の閣議決定を経て具体的な法制化作業をめぐる新たな局面に移行することとなる。われわれはこの局面を2000年12月1日の行革大綱の閣議決定に始まった公務員制度改革をめぐる闘いの第2段階と位置づけ、2005年度の集中改革期間までの中期的な展望に基づき、新たな決意をもって粘り強い取り組みを進めていかねばならない。

連合官公部門連絡会は、今回の公務員制度改革の動向が本格化して以降、本年3月に「対策本部」を設置し、21世紀に相応しい国民本位の公務員制度改革を求める「提言」を取りまとめ、その実現を目指して連合とともに国民的広がりを持つ運動を追求してきた。こうした今日までの運動の成果を踏まえつつ、引き続き、連合に結集し傘下の民間労働組合の支持・協力を得ながら、「雇用確保」や「医療制度の抜本改革」の取り組みとともに、労働基本権の確立・公務員制度の抜本的改革をめざした「提言」の実現に向けて全力を挙げて取り組むことを決意する。

2001年12月25日

連合官公部門連絡会労働基本権確立・公務員制度改革対策本部